

29 城監第18号  
平成29年8月31日  
(2017年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 谷 直樹

平成28年度(2016年度)城陽市財政健全化審査  
の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された平成28年度(2016年度)健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

## 平成28年度（2016年度）財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、健全化判断比率は適正に算定されているものと認められる。

健全化判断比率	平成28年度	早期健全化基準
	(%)	(%)
① 実質赤字比率	—	12.79
② 連結実質赤字比率	—	17.79
③ 実質公債費比率	9.8	25.0
④ 将来負担比率	84.8	350.0

#### (1) 実質赤字比率

平成28年度(2016年度)の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、実質収支額は1,964万円であり、平成27年度(2015年度)の2,331万6千円と比較すると367万6千円の減少である。

#### (2) 連結実質赤字比率

平成28年度(2016年度)の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、連結実質収支額は15億3,872万3千円であり、平成27年度(2015年度)の7億5,386万3千円と比較すると7億8,486万円の増加である。

### (3) 実質公債費比率

平成28年度(2016年度)の実質公債費比率は9.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを15.2ポイント下回っている。

なお、平成27年度(2015年度)の実質公債費比率の9.5%と比較すると0.3ポイント上昇している。

本比率は、3カ年平均値であり、今年度の単年度比率は10.1%となっており、前年度分の算定対象であった3カ年の内、今年度の算定対象外となった平成25年度(2013年度)の単年度比率の9.3%と比較して、0.8ポイント上昇したことによるものである。

また、今年度の単年度比率10.1%は、平成27年度(2015年度)の単年度比率9.9%と比較すると、0.2ポイントの上昇であり、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の減少によるものである。

### (4) 将来負担比率

平成28年度(2016年度)の将来負担比率は84.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを265.2ポイント下回っている。

なお、平成27年度(2015年度)の将来負担比率の74.9%と比較すると9.9ポイントの上昇であり、地方債現在高の増加等によるものである。

### (5) まとめ

健全化判断比率は、国の示す基準との比較では健全段階の範囲であるが、これらの比率はあくまでも財政の不健全性の度合いを示す目安に過ぎない。

今後は、予定されている大規模事業の実施に伴う起債の発行額の増加により、比率の上昇が懸念されるため、引き続き健全な財政運営を推進されるよう要望する。

## 参考資料

### 1 用語解説

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すもので、歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

#### (2) 連結実質赤字比率

すべての会計の実質収支額等の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、市全体の歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。






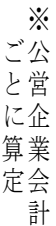




#### (3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの健全度を示したものであり、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本にする額で除して算定される数値の3カ年間の平均値である。

#### (4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や地方公共団体として将来、支払う可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、地方公共団体が将来的に負担することになっている実質的に負債に当たる額から負債の償還に当てることができる基金等の額を控除の上、標準財政規模を基本にする額で除したものである。

## 2 対象範囲の図表

一般会計等	一般会計		該 当 な し				
	一般会計等に属する特別会計						
公営事業	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業					
		介護保険事業					
		後期高齢者医療事業					
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業				
公共下水道事業							
公営企業会計	法非適用公営企業	久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業					
一部事務組合・広域連合	城南衛生管理組合						
	京都府後期高齢者医療広域連合						
	京都地方税機構						
	京都府自治会館管理組合						
	淀川・木津川水防事務組合						
地方公社・第三セクター等	城南土地開発公社						
	(公財)城陽市民余暇活動センター						
	(株)サンガタウン城陽						
	(一財)城陽山砂利採取地整備公社						